

決議書及び要望書

令和 5 年 9 月
宮城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る8月24日に宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を全員一致により要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長 大崎市長 伊藤 康志

決 議 書

宮 城 県 市 長 会

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 12 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成 23 年度～27 年度）」、「第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度～令和 2 年度）」の 10 年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、令和 3 年 3 月 9 日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和 3 年度～7 年度の 5 年間は「第 2 期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うこと。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災による PTSD を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和 6 年度以降も全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (5) 被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合の支援拡充や宅地被害に対する支援の必要性など、さまざまな課題が明らかとなったことから、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。
- (2) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を検討すること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、国が主体となって特段の措置を講じること。
- (4) 東日本大震災復興特別区域法の特例措置について、区画整理事業地内の空き地や移転元地の利活用を促進するとともに、企業誘致による人口減少に対応した魅力ある就労環境の整備と新たな雇用創出を実現するためには、既存企業及び誘致企業の設備投資に係る負担軽減を図ることが非常に有効であることから、現在と同様の税制上の優遇措置や地方税の減免による減収補填措置等の特例措置期間を令和6年度以降も継続すること。
- (5) 東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業者再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく

国が責任を持って最終処分すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取り組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。
- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能な減量化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。
- (6) ALPS処理水の対応については、海洋放出以外の処分方法を検討するとともに、ALPS処理水からトリチウム等を分離する技術の確立に向けて積極的に検証を進めることを要望してきたが、海洋放出が決定されたことから、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう積極的な支援を行うこと。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和6年度以降も国の予算措置を継続すること。
- (7) ALPS処理水の対応については、水産物の風評被害が残っていることから、モ

ニタリング調査や放射性物質検査を継続的に実施するとともに国内外に向けて水産物の安全性を発信し、消費拡大に対する積極的な支援を行うこと。また、海洋放出に当たっては、隣県も含めた水産事業者の理解を得ることを前提とし、科学的根拠に基づくデータを示し、安全性が担保されていることについて、国内外に向けて情報発信を行い国民と諸外国の安心を確保すること。さらに、国が処理水の海洋放出に伴う風評対策として措置された令和3年度補正予算300億円、漁業継続支援として措置された令和4年度2次補正予算500億円の基金については、漁業者や水産加工業者などの経営継続が実現できるよう、福島県以外の隣県等についても同等に扱われること。併せて、風評発生に対し、確実に運用されるよう現実に見合った制度設計にすること。特に500億円の基金については、幅広く水産関係者の意見を聞き、将来にわたる水産振興に寄与するよう支援メニューを充実させること。万一、それらの対策を講じつつも、風評被害が生じた場合には、令和4年12月23日、東京電力より示された漁業、農業、水産加工業・水産卸売業、観光業に対する賠償基準により、福島当該県以外も含め、被害の実態に見合った東京電力による賠償を国の責任のもと、手続きの簡略化などにより迅速かつ確実に対応すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

政府は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を、感染法上の5類感染症に位置付けることを決定し、これまでの各種政策・措置の見直しを行うこととした。

感染対策と経済・社会機能の確保・両立を図り、市民が日常生活を取り戻していくためには、引き続き医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1) 自治体が実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供するとともに、必要な経費に対して十分な財政支援を行うこと。
- (2) 国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を行うとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。特に、乳幼児と小児接種に使用するワクチン及び接種の有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること。
- (3) ワクチン接種の副反応等による健康被害が生じた際の救済を、速やかに行うこと。
- (4) 「新型コロナワクチン接種体制確保事業」については、令和5年度接種分から補助上限額が設定されることとなったが、接種対象者の範囲に関わらず、適正に算定したうえで必要な経費は全額補助対象とすること。

2. 医療資器材の確保等

安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材に不足が生じないように、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。

また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に、感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要な数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

3. 医療機関への財政支援等

- (1) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、幅広い医療機関で季節性インフルエンザ等を含む発熱患者等の診療を行うことが出来るよう、医療機関に対する丁寧な説明を徹底するとともに、必要な支援を講じること。

(2) 感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、大幅な減収となってしまう。

よって、減収分の補填のため、以下の点について引き続き地域医療の実情に応じたさらなるきめ細やかな財政措置を講じること。

① 診療実績に応じた診療報酬の増額を十分に行うこと。

② 新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れるに当たり、一般病床・療養病床を問わず、継続して病床を整備した時点に遡及して財源措置を行うこと。

③ 医療従事者への危険手当支給に対して財源措置を行うこと。

④ 診療材料等の価格高騰に対する助成を行うこと。

⑤ 新型コロナウイルス感染症患者のアセスメント外来における、診療報酬の十分な増額を行うこと。

(3) 地域における医療提供体制維持のため、感染拡大の影響に伴う外来患者の減少等により、経営状態が悪化している医療機関や公立病院の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(4) 介護が必要な高齢者を受け入れた場合、防護具を着用した状態で日常生活の介助を行う必要があり、看護師の負担は非常に大きいものがある。

よって、ADL（日常生活動作）区分に基づく診療報酬上の評価を新たに措置するなど必要な財政措置を講じること。（大崎市）

4. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療機関の逼迫を防止するために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。

よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費用の補助制度を創設すること。

5. 地域経済・雇用対策

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響は感染症法上の位置づけが5類に移行されたものの物価高騰等が長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要な資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」に該当し、地方自治体

が家計・生活支援、事業主等への支援の観点から、住民・事業主に支給する給付金等について、所得税の非課税所得とすること。

- (3) 依然利用者数がコロナ禍前まで回復していないバスやタクシー、地下鉄、離島航路などの地域公共交通事業者に対して、生活の足を守るため安定経営に向けた積極的な支援を講じること。
- (4) 円安や不安定な世界情勢を受け、電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が農林水産業、運輸業などの幅広い業種の事業者にあふ中、地域の中小企業の事業継続のため、価格高騰の激変緩和措置の継続や、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
- (5) 農畜産経営における生産費の高騰が経営を圧迫し非常に厳しい状況にあることから、食料自給率の維持と地域農業の衰退の危機を回避するため、肥料及び飼料並びに生産資材価格高騰に対する農畜産経営の影響緩和に向け、即効性のある対策を早急に措置すること。
- (6) 農業資材や飼料等の急激な高騰により、影響を受けている農業者に対し、事業継続のため、肥料価格高騰対策事業や飼料価格高騰緊急対策事業、配合飼料価格安定制度等の支援が今後も継続されるように講じること。また、国内で生産可能な子実用とうもろこしの栽培拡大による国内飼料確保や耕畜連携を図るため、子実用とうもろこしにおける栽培支援の拡大と機械・施設整備の支援の創設を講じること。

6. 地方財源確保、自治体への財政措置

- (1) 地方交付税の財源である所得税、法人税等の減収が想定されることから、当該減収分については、国の責任において財源を補てんし、自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種などの緊急対応策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、今後新たに必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、適切な財政措置を講じること。特に、長期化も見据えた対応として、令和5年度以降についても継続的な財政措置を講じること。
- (3) 施設の利用低迷等が続いており、公共施設を運営する地方自治体の入場料収入や施設使用料の事業収入が減少していることから、事業収入減収に伴う地方自治体への財政支援措置を講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、ワクチン接種も進捗している状況にあるが、原油価格・物価高騰により、市民生活等に様々な影響が生じている。市民の生活を守るとともに、地域経済が早期回復を果たすため

には、今後も状況に応じた生活者・事業者支援等が必要不可欠であることから、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による追加の財政措置を講じるなど、柔軟かつ弾力的な運用を図ること。

要 望 書

宮 城 県 市 長 会

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市においてさまざまに対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、平成 22 年度予算編成において大幅に削減されて以降、当初予算ベースでは 5 兆円規模の極めて低い水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者 2 名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は 1 万 9600 棟を越えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化する道路ストック・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和 4 年 7 月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊しており、原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ることが求められるとともに、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の 7～8 兆円規模にまで回復させ、長期的・安定的に確保すること。
- 2 地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策としての用途を限定しない補正予算を編成し、事業を推進すること。
- 3 災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用につ

いて予算を拡充すること。また、点検に係る費用について、市町村の負担軽減を図ること。

- 4 毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。
- 5 越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。
- 6 迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 予算概算決定等を公表する際に市への予算配分の目安を公表すること。
- 8 東日本大震災の復興期間終了後も長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保すること。また、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進を図る「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の計画的な事業推進と通常予算とは別枠で必要な予算の確保を図るとともに、対策期間完了後も継続的に取り組むこと。
- 9 流域治水の推進にあたって、河川整備計画を着実に推進するとともに、堤防決壊による大規模な浸水被害が発生しても被害を軽減し、迅速に復旧するため、生活や生業の再建に係る財政措置等の支援制度の柔軟な運用・拡充を図ること。また、流域治水の思想に即した、省庁の垣根を超えた交付金制度・事業補助制度を創設すること。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税については、全国市長会として、「森林環境税については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な設計を進めること」を要望していた。また林野庁等でも「京都議定書」に基づく温室効果ガス削減目標の達成や、近年頻発する山地災害の防止、人口減少の克服と地方創生のより確実な実現に向けて、創設が議論されてきたところである。

これらを受けて令和元年度に創設された森林環境譲与税の譲与基準では、森林整備や担い手の育成、木材利用の促進や普及啓発の推進を目的として、全国に譲与される額の10分の5を私有林人工林面積で、10分の2を国勢調査の林業就業者数で、10分の3を国勢調査の人口で按分することとされた。

しかしながら、按分割合については森林環境の保全等を目的とした超過課税分の活用状況を参考に設定されたものであり、森林環境譲与税の配分に際しては前年度の実績を踏まえ、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるために真に効果的な活用に向けた再検討を行う必要がある。森林環境譲与税の効果が最大化されるよう私有林人工林面積、林業就業者に比重を置いた按分割合に見直しを行い、山間部等への配分を強化するよう要望する。

地上デジタルテレビ放送視聴に係る維持管理等補助制度の創設について

地上デジタル放送への移行に伴う国の支援として、共同受信施設（共聴組合）に対し、新規の施設整備と既存のアナログ設備改修を進めてきたが、既存のアナログ設備の改修では、国の補助制度上、アンテナの交換など必要最小限の改修しか認められなかったため、事業の対象外とされた既存ケーブル等の設備機器が老朽化し、改修が必要な状況が生じている。

しかしながら、機器更新には多額の費用がかかることから、老朽化に伴う改修が進まない状況にある他、人口減少や高齢化に伴い、共聴組合の加入世帯が減少し、維持管理費の負担増加も懸念されているところである。

また、近年、津波浸水地域や土砂災害対象区域が拡大されているなか、災害情報の安定した受信環境整備を行う必要があるにも関わらず、地理的条件などから共聴施設対策や高性能アンテナ対策等の手段が講じられず、やむを得ず光回線を利用し、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯にあっては、毎月自己負担が発生しており、災害情報を含めた生活情報の平等な情報享受の面で課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 共同受信施設の老朽化及び自然災害に伴う機器更新費用並びに維持管理費用について、補助制度を確立すること。
- 2 地理的条件などの理由から、やむを得ず自己負担により、地上デジタルテレビ放送の視聴を光回線で利用している世帯に対する補助制度を確立すること。

松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、F-2 戦闘機パイロットの実戦部隊配置前の最終訓練を担う第 21 飛行隊が所属しており、F-2 戦闘機の飛行訓練については、日夜本市上空を飛行しているため、航空機騒音により市民の日常生活に支障をきたしているほか、本市の土地利用が制限されるなど、市勢発展にも大きな影響を及ぼしている。

また、戦技研究及び航空自衛隊の広報を担う第 11 飛行隊は、T-4 ブルーインパルス機が、市街地上空でアクロバット飛行を行っていることから、市民も不安を感じている。

そのような中であっても、航空自衛隊松島基地は我が国の防御の要を担うためには、基地の安定的な使用が不可欠であり、その任務遂行には市民の理解と協力が必要である。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 航空自衛隊松島基地の所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるに当たり、補助率の引き上げ、社会情勢の変化・要望等に対応できる対象用途等を拡大すること。(放課後児童クラブ等)
- 2 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、ブルーインパルスの訓練が市街地上空での低空飛行による危険度等の高い特殊性を考慮し、同交付金の増額を講じること。
- 3 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、同交付金が固定資産税の代替的性格を持つことから、一部非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。

地方公共団体情報システム標準化に対する財政支援について

地方公共団体情報システムの標準化については、令和4年10月7日に「地方公共団体システム標準化基本方針」が閣議決定され、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされ、地方公共団体の基幹業務となる20業務について、標準・統一化に向けて動き出している。

情報システムの標準化に対する財政支援として、国は令和2年度第3次補正予算において「デジタル基盤改革支援補助金」を創設するとともに、その原資とするために地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に基金を設けている。令和3年度第1次補正において、基金への積み増しを行い、基金の金額は1,825億円となっている。

「デジタル基盤改革支援補助金」は、システムの移行準備経費（現行システムの概要調査・比較分析、計画作成等）やシステム移行経費（データ移行、文字の標準化等）を対象としているが、その額には上限額が設けられており、地方自治体の人口規模により固定費（人口規模別の額）及び変動費（人口一人当たりの金額）の合計額となっている。

令和5年度から標準化に向けたシステムの比較分析業務などを行っていく必要があるが、移行に係る経費は令和5年2月に国が実施した所要額調査における導入費用と「デジタル基盤改革支援補助金」を比較すると、歳入と歳出で多額の乖離が生じ、現在の補助上限額では不足してしまう。実際に不足が生じた場合には、地方自治体の厳しい財政状況ではシステム改修に遅れが生じることも考えられる。

また、全国一斉に令和7年度末までのシステム移行目標があり、この目標までに移行が完了しない場合には補助金が交付されないとされている。

さらには、委託業者におけるエンジニアの確保・人手不足からシステム移行に係る価格競争も働かず、移行経費が高止まりとなる事が見込まれるほか、今後の移行期間中に業者への発注が集中することから、委託業者を確保できずシステム移行が補助対象期間に完了しないおそれがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地方公共団体情報システム標準化に対する財政支援について、地方公共団体の移行業務に支障が生じないよう、十分な財政支援を講じること。
- 2 財源負担については、交付税や国庫補助金による措置ではなく、国庫負担金とすること。
- 3 地方公共団体情報システム標準化を進めるにあたって、その財政支援に対する情報を早期に地方公共団体に通知し、システム標準化を円滑に進めるようにすること。
また、システム移行が令和7年度末以後であっても、十分な財政支援を講じること。

災害時の自主防災組織の補償の整備について

災害時において、自主防災組織の構成員が避難支援活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になっても、多くの避難支援活動が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金からの損害補償の補填を受けられない状況に置かれている。

災害対策基本法第 84 条の規定では、市町村長又は警察官等の命令により、応急措置の業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、その損害の補償をしなければならないことについて、定められている。

しかし、認定機関である消防団員等公務災害補償等共済基金によれば、災害対策基本法第 84 条に規定する応急措置従事者の要件として、「その現場での市町村長等からの指示であって、事前に約束されたものではない」との見解である。

このため、自主防災組織の構成員の避難支援活動は、従事要請のない任意の活動が中心になることから、消防団員等公務災害補償等共済基金の対象とならないことになる。

災害対策基本法第 5 条に、市町村の責務として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、その責務を遂行するにあたり、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとして、市町村は、全地域に自主防災組織の設立を働きかけてきている。

自然災害の発生が頻発している昨今、今後、さらに避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保していくのであれば、いざ、大きな災害が発生した場合に、多くの避難支援者が、安心して活動できる環境整備に向け、自主防災組織が事前に市町村に活動員名簿を提出した場合等、公的な損害補償が適用になる制度への見直しを要望する。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の期間延長について

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が企画立案し国が認可した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った企業が、課税上の特例を受けることができる制度である。地方公共団体は、企業版ふるさと納税を活用して新たに地方創生に効果の高い事業を行うことが可能で、寄附を行った企業も法人住民税・法人税・法人事業税の税額控除が受けられ、寄附に係る損金算入措置による軽減効果と合わせて最大約9割の軽減を受けられる制度であるため、地方公共団体と寄附を行う企業の双方にメリットがあり、この制度を活用した新たな事業が全国の地方公共団体で展開されているが、この制度は令和6年度で終了となる。

国は、令和4年12月、令和5年度を初年度とする5か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、併せて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、その期間を令和9年度までとした。

地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条の規定により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならないこととされているため、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略の策定・改訂に努めている。

今後はより一層、現行の総合戦略から切れ目なく地方創生の取組を推進することが重要だが、地方公共団体が地方版総合戦略を実行するために有効な制度である企業版ふるさと納税の適用期間が令和6年度までとされている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間に合わせ、企業版ふるさと納税の適用期間を令和9年度まで延長すること。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額の検討等、活動環境の整備に向けた必要な措置を講じるよう要望する。

国勢調査の実施等に係る支援の拡充について

国勢調査は、我が国の最も重要な統計調査であり、自治体は法定受託事務として、主に調査に携わる指導員や調査員への説明や指導をするとともに、提出された調査票の審査・整理など、現場の管理監督事務を担っている。

調査の現場では、プライバシー意識の高まりによる調査拒否、生活様式や居住形態の多様化など、調査環境は厳しさを増しており、調査員の負担は増大している。

こうした現状において、調査員については、十分な報酬水準が設定されていないため、公募での応募者が少ないほか、高齢化等により従来の登録調査員や町内会等からの推薦者も減少しており、担い手不足が深刻化している。加えて、調査員業務の民間委託は、マンション管理組合や社会福祉施設等に限定されているため、委託の手法による調査員不足の解消が難しく、調査に必要な人員の確保について、課題が生じている。

また、調査員が世帯へ配布する調査用品については、統計局試算の世帯概数による数量では、不足する自治体もあり、調査員は追加交付されるまでの間、業務の中断を余儀なくされ、スムーズな調査に支障をきたしているとともに、追加交付の際には、調査用品の印刷や番号の付番等書類整理を行うなどの作業が発生することから、事務を担う自治体にとって負担となっている。

よって、調査の円滑かつ適正な事務執行を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 調査員確保の方策として、民間事業者への全面委託を含めた委託範囲の拡大、調査員報酬の増額など、必要な措置を講じること。
- 2 調査用品の配布に係る算出基準について、各自治体が推計人口などに即して算出した必要数とする等、見直しを図ること。

水産・水産加工業における人手不足解消について

国が設置している「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、現行の外国人技能実習生制度を廃止し、人材確保及び人材育成等を目的とした新しい制度へ移行を求める中間報告書が法務大臣に提出された。

本県における外国人技能実習生は、基幹産業である水産・水産加工業の持続可能な発展を可能にするため、慢性的な人手不足の中での貴重な担い手であり、地域社会を共に支える人材として、今後これまで以上に必要な存在だと考えている。しかし、現行において、制度利用可能な業種が限定的であり、受入人数についても全国一律の設定で地域の実情が反映されていない。

また、実習生の受入事務にかかる作業の複雑化、研修費等のコスト増加も課題となっている。

よって、新制度移行にあたって下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 実習生を受け入れる職種に水揚げ作業を担う水産卸売業を加えること
- 2 地域の実情に沿った受入人数枠の設定
- 3 煩雑かつ複雑である申請手続きの簡素化
- 4 監理費や研修費等の受入に係るコスト増加に対する財政支援措置等制度の充実

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、病院施設の老朽化や医療設備の更新については、多額の費用を要し、自治体財源の圧迫にも繋がっている。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を初めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。
- 3 自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
- 4 平成15年度から病院事業債の繰出基準を2分の1に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3分の2に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。
- 5 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 6 周産期医療の安定的な供給体制確立のため、地域の拠点医療機関への小児科医、産科医等の医師を確実に配置すること。
- 7 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における

適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。

- 8 地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること。併せて、良質な医療を提供するために医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保及び定着が図られるよう財源措置を講じること。
- 9 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。また、令和6年4月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師を初めとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。
- 10 現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。
- 11 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急を実施すること。
- 12 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、算定条件である合計診療時間を段階的なものに改め、その区分に応じた算定額とすること。
- 13 自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対して交付税措置を講じること。
- 14 病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。
- 15 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者が増加の一途を辿っていることに伴い、給付費が増大し、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しが不可欠である。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。
- 2 財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、十分な財政措置を講じること。
- 3 介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保及び介護職員の処遇改善に向けて、より適切な水準の介護報酬を設定するとともに、利用者及び自治体の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財源措置を講じること。
- 4 介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。
- 5 平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者の実態を十分踏まえた上で、保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に伴い、地域格差が生じることがないように、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。
- 7 電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。
- 8 国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乘せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。宮城県内においては、9割以上の市町村で対象年齢を18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、国民健康保険においては、国からの療養給付費等負担金及び普通調整交付金の基本交付額から就学児以上の子ども医療費助成及び障害者医療費助成等の地方単独事業波及増額分を減額して交付されることから、都道府県及び市町村の国保財政を圧迫する状況となっている。地方単独事業波及増額分の減額については、本年6月に政府決定された「こども未来戦略方針」の中で子ども医療費助成は対象としないことが表明されたものの、他の医療費助成を対象外とする見通しは立っていない。

さらに、医療機関等の窓口で自己負担額の支払を必要としない医療費助成の現物給付方式について、子ども医療費助成制度は、宮城県が中心となって県全体を調整したことにより導入している一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度では、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後に当該自己負担相当額の助成を受ける償還払となっており、受給者に一時的ではあるものの経済的な負担と手続きの煩雑さが生じている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策として子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。
- 2 国民健康保険に係る国庫負担金について、基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止するなど、国民健康保険の運営に係る財政支援措置の充実を図ること。

带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について

予防接種は、予防接種法に定める定期接種と接種者の希望による任意接種に区分されており、費用負担や健康被害が起きた場合の救済制度のあり方などから、その接種率には大きな差が生じている。

その中で、带状疱疹ワクチンは、平成 28 年 3 月から任意接種として自費での接種が可能となっているが、独自の費用助成制度を設けている自治体もあり、予防接種施策に地域間で差が生じている。

近年带状疱疹の発症率は、50 歳以上で増加し、80 歳までに約 3 人に 1 人がかかると言われているが、ワクチン接種によって発症を予防する効果があるとしている。

よって、带状疱疹ワクチンの接種に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 ワクチンの有効性、安全性等に関するデータ等を開示しながら、自治体の財政状況等によって接種の機会に差を生じさせることなく、国民が安心して等しく接種することができるよう、早期の定期接種化に向け必要な措置を講じること。
- 2 定期接種に位置づけられるまでの間、市町村が独自に行う費用助成制度に対し、財政支援を行うこと。

保育士の配置基準の見直し等について

近年、保育中の事故や不適切な保育事案の発生など、保育の質の確保がこれまで以上に求められる中、国において保育士配置基準の見直しが検討されているが、自治体によっては、以前から独自に基準の改善や保育士の加配等の措置を行っており、国の配置基準以上に保育士を配置する保育所等に対し独自に助成を行っているところもある。

一方で、保育士不足による職員の確保が困難な状況も続いており、人材確保が急務である。国において、2017年度からの追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）の実施や公定価格単価の引き上げなど、一定の拡充が図られ、2022年度には処遇改善等加算Ⅲが創設され、保育士の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置が実施されたが、これによっても、他の職種と比較して保育士の給与水準は未だ低額であることから、更なる処遇改善が必要である。

よって、安心して子どもを産み育てる社会の実現と質の高い保育サービスの提供に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 保育の質の向上のため、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充等により保育士確保策を講じながら、保育士配置基準の抜本的な見直しに取り組むこと。
- 2 地方自治体の実施する保育士配置基準の改善に要する施策に対し、財政支援措置を講じること。

医療的ケア児の支援の拡充について

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支えること、地方公共団体は支援に係る施策の実施が責務であることが明記された。

国においても、障害福祉サービス等報酬改定や医療的ケア児総合支援事業等、種々の支援に取り組んでいただいているところであるが、医療的ケア児は障害者手帳等を所持していない方や重症心身障害児など、一人一人の状況が異なっていることから、多様な支援が求められている。

既存の福祉サービスが利用できる場合でも、制度間をつなぐ支援施策がなかったり、地方公共団体の責務とされた保育所等や学校においても、看護職員配置事業の補助割合に相違があることや、登下校の送迎支援がないなど、検討が必要な施策も多い。

支援体制構築には医療的ケア児を支える看護師等の確保が必要であり、奨学金制度の確立等の長期的な視点に立った取り組みも重要である。

よって、様々な課題を抱える医療的ケア児の支援について柔軟かつ総合的な支援措置を講じるよう要望する。

記

- 1 看護師の育成及び地域定着のための長期的な施策を実施すること。
- 2 医療的ケア児の送迎に関する柔軟な支援施策を実施すること。
- 3 医療的ケア看護職員配置事業の補助率や基準額の拡大等を実施すること。
- 4 様々な課題に対応できる柔軟で総合的な支援施策を実施すること。

幼児教育・保育無償化の拡充について

国では、少子化と人口減少が一層進展する危機的状況の脱却に向けて「異次元の少子化対策」に取り組んでおり、本年6月に「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針2023」(骨太の方針2023)を策定し将来的なこども関係予算の倍増に向けた大枠を示した。対策の基本は、児童手当を中心とする経済的支援の強化や全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、働き方改革の推進とそれを支える制度の充実等が示されている。

こうした中、現行の幼児教育・保育の無償化では、0歳児から2歳児について対象が住民税非課税世帯に限定されており、新たに創設された「出産・子育て応援給付金」や児童手当の見直し等を考慮しても、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残ると考えられる。また、一部の自治体では、対象外となる世帯や第2子以降の無償化といった独自支援を実施しており、保育環境に地域間格差が生じている。

併せて、3歳児から5歳児の副食費についても、現在、国において、学校給食費の無償化について検討していることから、保育所並びに幼稚園の副食費についても無償化を実施すべきである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 幼児教育・保育無償化事業を拡充し、0歳児から2歳児についての、保育所保育料を無償化とするとともに、3歳児から5歳児にかかる副食費についても無償化とすること。

生活困窮者自立支援法関係予算の充実について

平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援事業のうち、生活困窮者が就労により自立した生活を目指す「就労準備支援事業」や、生活困窮者世帯の連鎖を断ち切るための「子どもの学習・生活支援事業」などの各種任意事業は、補助率が 3 分の 2 又は 2 分の 1 の補助事業となっている。

これらの事業は、国が 4 分の 3 を負担する必須事業である自立相談支援事業と一体的に取り組むことが必要であり、生活困窮者自立支援事業全体としての事業効果を着実に上げていくためには、国の責任において、十分な財政措置が継続して為されることが必要不可欠である。よって、任意事業については、国庫補助率を 4 分の 3 に引き上げるとともに、国の責任において継続して必要な予算措置を行うよう要望する。

国民健康保険の財政支援措置強化について

国民健康保険制度については、平成 30 年 4 月より都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、中心的な役割を担っている。市町村においては、資格管理や保険給付等の事務のほか、都道府県が決定した事業費納付金を納付し、医療給付費の交付を受けている。

しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化等に伴う医療費の増加により、都道府県に納付する事業費納付金が増加する一方、その主たる財源である保険税収入は、世帯数及び被保険者数の減少等に加え、米価の下落や経費高騰等の影響による所得の低下により減少傾向にあり、財源の確保が困難な状況となっている。

国民健康保険には、被用者保険の事業者負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めているが、1984 年度以降、この国庫負担率が引き下げられ被保険者や自治体に対する負担はますます重くなっている。また、平成 30 年度から国保改革とあわせ、毎年 3,400 億円の財政支援の拡充が行われているが、安定した国保事業運営には不十分な状況である。

国民健康保険は被用者保険に比べて低所得者や高齢者など、税の負担能力が低い被保険者の加入割合が高く、財源確保のための国保税率の引上げは避けられない状況にあり、相次ぐ公共料金の値上げや、物価高騰など厳しい経済事情の中、なお一層被保険者の生活を圧迫するものである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を抱える保険者への支援を強化すること。

加齢性難聴者に対する支援について

高齢者は加齢に伴い聴力が低下し難聴となる場合が多く、難聴の進行により適切な「聞こえ」が得られず、円滑な意思疎通が困難となり、社会的孤立やうつ、認知症やフレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されているが、補聴器を着用することによる認知症等予防効果については医学的エビデンスが示されるまでには至っていない。

一部自治体においては、補聴器を着用することにより高齢者の社会参加をどの程度増進させる効果があるかを把握するための調査や、補聴器の適正使用に係る実態調査を実施しているところであるが、今後加齢性難聴に関する施策を実施するにあたっては、補聴器を着用することによる効果等をさらに検証しながら、進める必要がある。

また、補聴器は聴力低下を補完し健康的な生活を送る上で必要な機器であり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき身体障害者手帳対象者については補装具の支援措置が講じられている。一方、身体障害者手帳対象外の者については支援措置がなく、高額な費用がかかることにより補聴器の購入をためらう場合や、難聴に関する理解不足から補聴器の適切な使用に繋がらない場合がある。

よって、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 加齢性難聴に関する理解及び補聴器の適正使用等に関する状況を把握するとともに、補聴器を着用することによる認知症等予防効果を検証するため、必要な調査等を実施すること。
- 2 調査等を踏まえ全国一律の基準による、補聴器購入費用助成制度を創設すること。
- 3 全国一律の基準による補聴器購入費用助成制度が創設されるまでの間、独自に各自自治体が補聴器購入費用助成制度の創設など、加齢性難聴に関する幅広い支援施策を行うことができるよう、財政措置を講じること。

G I G Aスクール構想実現に係る各種支援について

令和元年度に文部科学省において「G I G Aスクール構想」事業が打ち出され、令和5年度までに達成するとしていた端末整備のスケジュールが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当初予定から大幅に前倒しされ、令和2年度以降に児童生徒1人1台端末の整備や校内通信ネットワークの整備が行われた。

学校における日々の学習活動に加え、週1回以上家庭への持ち帰り学習を実施するなど優良な学習環境の維持のためには、定期的な機器の更新は避けられないものと考えている。特に、令和2年度にいち早く整備した自治体においては、耐用年数が概ね5年とされるタブレット端末の更新時期をまもなく迎える。また、文部科学省が行ったG I G Aスクール構想で配備した端末の利活用状況等についての調査においても、調査対象となった1,712自治体のうち、約6割にあたる1,035自治体において令和7年度末までの更新が必要であるという調査結果が示されたところであるが、現行の補助制度は、当初の整備に限るものとなっており、今後の更新費用については、具体的な対策が明らかになっていない。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 更新費用については、今後想定される老朽化、製品寿命等に起因する更新、増設も補助対象とするなど、各自治体が継続的に機器等の環境整備が実施できるよう、特段の財政措置を講じること。
- 2 通信料や保守料に代表される維持管理経費及び学習活動での利活用が進むことで増加する、落下等による端末の破損や故障に係る修繕経費についても、地方交付税の算入等ではなく、新たな補助制度を創設する等、各自治体の財政負担の軽減措置を講じること。
- 3 「家庭学習のための通信機器整備支援」や「教育系アプリ」について、月々発生する通信料やライセンス料の軽減策として、補助制度の創設及び通信事業者への協力要請を講じること。

学校施設の整備に係る財源の確保について

公立小中学校の施設整備については、老朽化した校舎の長寿命化や児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の改善など、様々な課題への対応が求められている。

多額の経費を要する学校施設の整備を自治体単独で継続的に実施していくことは困難であり、国の財政支援は必要不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校施設の整備に係る必要な財源を確保し、確実な財政措置を講じること。
- 2 学校施設の整備に係る国庫負担金・交付金の算定における工事費が実勢の建築工事費用と大きく乖離していることから、実勢価格に見合った算定基準単価へ見直しを図ること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性が増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

加えて特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 小・中学校の特別支援学級における学級編制基準の見直しを行うこと。
- 2 特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。
- 3 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。
- 4 小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

義務教育は居住地に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため下記について要望する。

記

- 1 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講ずること。
- 2 自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。

学校部活動の地域移行に向けた補助制度の創設について

文部科学省は、令和2年9月、学校部活動は生徒への指導等に意欲を有する地域人材の協力の下で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域が支えていくことが求められるとし、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受け、令和4年6月「運動部活動の地域移行に関する検討会議」から提言書が提出され、子ども達がスポーツに継続して親しむことのできる機会の確保や、地域で多様なスポーツ環境を整備することによって、子ども達の多様な体験機会を確保することを目指して、まずは休日の運動部活動について令和5年度から段階的に地域移行することとされた。

また、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の地域移行実現を目指す方針が示された。これを受け、県では、令和5年3月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第1版」を策定し、今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方について、令和5年度を移行検討期間、令和6年度以降を改革推進期間として、準備が整った市町村から地域の活動に移行することとしている。

文部科学省は令和5年度事業として、「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」を行うことを目指し、部活動の地域移行等に向けた実証事業費、中学校における部活動指導員の配置支援費等を計上しているものの、どの自治体にも支援が行き届くものとはなっていない現状にある。

子どものスポーツ・文化芸術活動等の幅広い活動機会の場として、新たに地域クラブを整備し、持続可能な運営体制の構築や、教師の負担軽減による学校教育の質の向上を図るためには、関係者との連絡調整・指導助言等を行うコーディネーターの配置、指導者の質の保障、活動場所の確保等に加え、保護者等の負担（会費や会場までの送迎）軽減についても継続的な支援が必要となることから、地域の実情を反映した学校部活動の地域移行に係る補助制度の創設が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 学校部活動の地域移行のために必要となる経費（コーディネーター配置に係る費用、指導者報酬、保険加入料、会場となる施設の利用料等）についての継続的な補助制度を創設すること。
- 2 少子化の進行により、学校ごとではなく複数校をまとめたブロック単位での活動が想定されることから、移動に係る費用についての補助制度を創設すること。

教員不足対策のための特別免許状制度の改善について

教員の不足は全国的に大きな問題となっており、その状況は年々深刻の度合いを増している。教員の不足により、学校運営・教育活動に対して様々な影響が出ており、教育力の低下も危惧される。

教員不足に対応するため、国は教員の働き方改革、教科担任制の導入、多様な人材の活用など、様々な施策を講じており、実際に教員の任用を行う県においても、教員の魅力発信など、人材確保のために動いているが、教員不足の解消は一朝一夕では難しいと考える。

教育職員免許法では、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れるための特別免許状制度を規定している。

この制度は、教員免許を持っていない者であっても、県教育委員会が行う教育職員検定に合格した場合は教員として任用できる制度であり、平成10年の制度改正によって担当できる教科が小学校、中学校、高等学校の全教科に拡大され、教員不足対策にも有効な制度として、文部科学省も同制度の活用を都道府県に要請している。

しかしながら、この制度の運用状況を見ると、特別免許状による教員の任用は県立の高等学校に偏っており、また、担当教科も英語に偏っているなど、市町村立の小学校、中学校においては活用が不十分であることから、制度の運用、さらには、制度自体の改善が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 特区における市町村教育委員会が特別免許状を授与することを可能とする規制の特例措置により特区の認定を受けた市区町村の教育委員会に特別免許状による教員の任用を認めているが、市区町村教育委員会による任用を特区以外の市区町村教育委員会にも認めるなど、市区町村が主体的に、柔軟に活用しやすいものとなるように、制度の改善を検討すること。

稲作農家の経営安定化のための各種支援について

主食用米の需給と価格の安定を図り、持続可能な水田農業を確立していくためには、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や飼料用米などの生産を引き続き推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国は、水田経営において重要な役割を果たす水田活用の直接支払交付金について、交付要件の見直しを行っている。

国が運用を開始した主な見直し内容は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、令和4年度以降の5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象としないことや、多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う場合は、戦略作物助成の単価を減額するものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田に水を張ることは困難な場合も多いことから、県内の農業者に戸惑いと不安が広がっている。

少子高齢化に伴う人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、主食用米の需要拡大が見通しにくい状況にある中で、今回の見直しが継続的に運用されることになれば、コスト削減に努力したとしても農業経営を持続させることが大きな課題となり、生産意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大に繋がるものと危惧しているところである。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1 「5年の水張り要件」について、水稻作付けによるもののほか、湛水管理を1か月以上実施し、かつ連作障害による収量低下が発生していないことをもって、水稻作付けが行われたものとみなす旨の要件緩和策を新たに追加したが、排水対策を行った水田に湛水機能を復活させ水を張ることは、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物の大幅な生産減少や適期作業の遅れによる収量・品質の低下を招く恐れがあり、農家の経済的負担も大きくなることから、5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象水田から除外するという見直し要件は撤回すること。

また、現支援内容では農地の賃貸借料も支払えない状況であり、輸入に頼らない国産飼料の生産拡大に必要な多年生牧草への支援のあり方を再度構築すること。食料自給率向上に貢献している自治体やJAとの意見交換を行い、現場の状況を把握した上で政策を検討し、内容全体を再考すること。

2 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、国は、多年生牧草の戦略作物助成について、収穫のみを行う年の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額したが、今回の見直しによる交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念さ

れ、結果的に耕作放棄地の増加にも繋がることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講ずること。

3 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は、一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっても、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講ずること。

4 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。

5 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

併せて、少子高齢化等に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。

6 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。

また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。

7 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。

8 更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。

9 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講ずること。

10 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講ずること。

11 生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などICT化やAIを活用したスマート農業に対する予算を継続して確保すること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。

また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の巧みな水管理システムが世界的に重要な農業のシステムとして評価をいただき世界農業遺産として認定されており、世界に誇る地域資源を次世代への継承として未来に継ぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業基盤の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業と流域治水を付加した着実な事業推進が必要である。

とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシを初めとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で、生産環境の整備や鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉(ジビエ)の放射能に係る出荷制限等の一部解除、及び豚熱の検査体制の強化と検査費用の支援の拡大、また関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国の実現や、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興にも大きく寄与するものである。

令和3年7月に文部科学省は、「国際リニアコライダー（ILC）に関する有識者会議」を再開し、令和4年2月に、そのまとめとして「ILC準備研究所段階への移行を支持できる状況にはなく、時期尚早」とする一方、「次世代加速器の開発に向け重要な技術課題等を関係国研究機関が適切に役割分担し、段階的に研究開発を展開すること」等を示した。

これを受けて、コロナ禍もあり、我が国をはじめ、政府間の国際的議論が停滞する中、政治主導のILC実現を目指す「リニアコライダー(先端線型加速器)国際研究所建設推進議員連盟」の塩谷立会長が中心となり、同議員連盟、文部科学省、研究者コミュニティ（高エネルギー加速器研究機構（KEK）、ILCジャパン）、産業界（先端加速器科学技術推進協議会（AAA））、地域（東北ILC推進協議会）による5者会議が開かれ、その会議での議論を踏まえ、同議員連盟では、研究者コミュニティによる実験装置の技術開発や国際的議論を促進する活動を支援することを決議し、文部科学省等関係省庁に要望している。

また、本年2月にILC建設候補地の自治体や議会、経済団体などの関係団体により設立された「ILC実現建設地域期成同盟会」においても、研究者コミュニティの活動支援を前提とするILC実現に向けた要望活動を行うことを決議し、同年3月、国等への要望を実施したところである。

さらに、各国の研究者により、ILC準備研究所の前段となるILC実験装置の技術開発を行う新組織「ILCテクノロジーネットワーク」の立ち上げに向けた準備が進められるとともに、国の令和5年度予算では、これまでの予算を大きく上回る技術開発費が計上されており、ILC実現に向けた機運が再び高まりつつある。

このことから、国においては、国際プロジェクトであるILC計画を主導する立場として、時機を逸することなく、各国との資金分担や研究参加に関する国際調整など、国際的な議論を積極的に推進し、確実な実現を図るよう次の事項について要望する。

記

- 1 ILC計画は、国際協力が不可欠であるため、国は、活動を推進する研究者と緊密に連携を図ること。
- 2 ILC計画推進につながる次世代加速器の技術開発を適切な国際協力の下で着実に推進すること。
- 3 ILC計画の推進に資するため、引き続き先端的な加速器技術開発に関する予算を確実に確保すること。

航空機燃料譲与税の交付額の拡充について

平成 25 年 7 月に民活空港運営法が施行され、民間の資金や経営能力を活用し、効率と収益性を高め、就航路線の拡大、さらには東北全域の活性化を図ることを目的に、平成 28 年 7 月に仙台空港の民営化が実現した。新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年には、過去最高となる乗降客数 385 万人を記録し、また、仙台国際空港株式会社は将来 550 万人の利用を目指しており、仙台空港周辺地域の更なる発展が期待されている。

他方、空港が所在する自治体では、従前から空港周辺地域における航空機の騒音防止等の環境対策に努めてきたところだが、運用時間 24 時間化などの機能拡充並びにアフターコロナの気運高揚がもたらす航空需要の増大による空港の活性化が、空港所在自治体に対し、これまで以上に環境対策上の負担を強いることが懸念される。

よって、空港所在自治体が、空港周辺地域における環境対策を広範かつ十分に講じることができるよう、その貴重な財源となる航空機燃料譲与税交付額の拡充に向けた見直しを行うよう要望する。

観光産業振興に係るインバウンドの推進について

長引くコロナ禍によって、国が令和2年の目標とした訪日旅行者4,000万人を達成することが出来ず、宮城県においては、令和元年における外国人延べ宿泊者数は56万人を超えたものの、令和4年の外国人延べ宿泊者数は約6万7千人に留まり、大幅に減少している状況となっている。コロナ禍で大きく疲弊した観光関連産業にとって、1人当たりの旅行消費額が大きいインバウンドの回復は大いに期待するところであり、地域経済の活性化の点からも極めて重要である。

国においては、昨年10月28日の観光立国推進閣僚会議において「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」を決定し、また、本年3月には「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、施策の総動員により、コロナ禍で大きく落ち込んだ訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の早期達成を目指す旨が示されている。

さらに、本年5月8日には新型コロナウイルス感染症の分類が季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行し、入国に関する制限がなくなったことから、今後の訪日旅行者の増加が期待されている。

しかしながら、インバウンドの回復が望まれる一方で、地方においては、訪日観光客の受入体制は必ずしも万全とは言い難い状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 政策パッケージや観光地・観光産業の再生・高付加価値化等の推進に向け、地方への助言及び財政支援を積極的に行うこと。
- 2 インバウンド誘客のためには観光事業者のデジタル対応が重要であるが、特に地方においては対応が十分ではないことから、地方誘客促進に向け積極的な導入支援を行うこと。
- 3 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援すること。
- 4 訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要であるため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「観光地域づくり法人（DMO）」の形成・確立に対する支援に加え、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

大雨等により被災した農業者の経営安定化のための 新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域では、令和4年7月15日からの大雨により多くの水田が長い期間冠水し、作付けしている水稲や大豆などの皆減や収穫量の減少が発生した。近年、大雨による河川の氾濫や浸水被害が顕著であり、これらの冠水した農地は、自然地形や河川の排水能力の関係から、大雨等に際しては恒常的に冠水している状況にある。

現在、自然災害等による農作物等の損害への備えとしては、農業共済制度があるが、折しも、令和4年産からは水稲や大豆を対象とした農業共済制度の加入方式が、これまでの一筆方式から、加入者ごとの収穫量を基とする全相殺方式と半相殺方式に見直しされ、一部の水田の冠水が起因して作物が減収となっても、その他の水田が平均的な収穫量であった場合には農業共済金の支払い対象にならないこともある。

また、全ての農作物を対象に、自然災害による収穫量の減少や市場価格の低下など、農業経営の収入減少を補償する農業経営収入保険制度(以下「収入保険制度」という。)もあるが、加入するには青色申告の実績が必要であること、農業共済制度と比較して保険料等が高額になるなどの課題もある。

農業を取り巻く環境としては、「水田活用の直接支払交付金」において、水張りができない農地の対象除外、飼料用米の助成単価の段階的引き下げなど、矢継ぎ早に変わる制度に生産現場は混乱し疲弊している状況にあるが、水田は様々な生物や環境の保全に役立っており、また、河川の治水対策に加えて、田んぼダムなどのように多くの水を貯え洪水を防ぐなど下流域の冠水被害のリスクを低減して、地域に住む人々の暮らしを守り、流域の治水に多大なる貢献をしている。

全国的に大雨などの災害が多発している現状を踏まえるとき、自然災害等を克服して、水田等の農地や農業が持つ多面的な機能を維持し、農業の振興と農家の生産意欲の維持や、国が目指す食料の安全保障のためにも、被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について、措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 恒常的に冠水し被害を受けている農地に対しては、特例として、農業共済制度や収入保険制度と別枠に、農業共済制度の一筆方式を参考とした新たな保険制度を、基金などの財源を確保して創設すること。

県内基幹交通網の整備について

東日本大震災においては、東北を南北で結ぶ東北縦貫自動車道やＪＲ東北本線・新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として国道４号が大きな役割を果たし、また、太平洋側の港湾施設、道路網、鉄道網が寸断される中、日本海側からの物資輸送ルートとして東西交通軸が「いのちをつなぐ道」として非常に重要な役割を果たした。

道路法の改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路制度が創設され、平成３１年４月に１次指定がなされたことに、さらなる物流生産性の向上が期待されている。

しかし、国道１０８号古川東バイパスの整備は進められているものの、国道４号については宮城県内においていまだ上下２車線区間が部分的に残っており、新たな企業進出等による交通量の増加に伴う慢性的な渋滞はもとより、冬季期間にあっては降雪等に起因する東北縦貫自動車道のたび重なる通行止めによる渋滞が生じ、円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害要因となっている。

さらに、国道４７号においても山形県境付近において道路未改良区間が存在しており、石巻市と酒田市、太平洋側と日本海側の物流拠点をつなぐ高規格道路「石巻新庄道路」は事業化されていないことから、道路の防災・震災対策機能を高めた整備が求められている。

いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、ポストコロナ時代の「新たな日常」へ対応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道４号の宮城県内における４車線拡幅の未事業区間（白石市白石地区・大崎市荒谷地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- 2 緊急輸送道路である国道４７号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道４７号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- 3 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道１０８号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。

- 4 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- 5 コロナ禍においても国土強靱化、地方創生に必要となる施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本であるとともに、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられ、その重要性はますます大きくなっている。

みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、(仮称)栗原インターチェンジは、通常事業として連結許可され、平成30年度に事業着手したところであり、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

加えて、Ⅰ期区間とⅢ期区間を繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特にⅤ期区間(北方バイパス区間)の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られるほか、東北縦貫自動車道におけるホワイトアウト発生時の迂回路としても機能することから、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- 2 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業箇所(仮称栗原インターチェンジ)に対して重点的な予算配分を図ること。
- 3 県北地域の高速交通体系及び自然災害や有事の際の緊急輸送道路としてのミッシングリンクの解消に向け、Ⅴ期区間(北方バイパス区間)の整備について早期事業化を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。

また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の事業促進、及び富谷ジャンクションのフル化に向けて早期に事業化すること。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道4号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する一般広域道路を地域高規格道路として整備することが求められている。

また、本路線の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているため、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輛の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況にあり、令和元年台風第19号では江尻字谷津前地内の約1,800m区間が冠水し、通行できない状況となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。
- 2 江尻字谷津前地内、約1,800m区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

宮城県横断自動車道の整備促進について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす重要な施設であるが、東日本大震災の際は、津波により長期にわたって使用不能となり、当時、仙台空港の機能を山形空港が補完することで、宮城県内への人的・物的支援が図られた経緯がある。

このようなことから、大規模災害等で日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、同様の役割を果たすことが想定され、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備は、日本海側との地域間連携を図る上で不可欠であると考えられる。

また、近年は、地域経済の発展に向け、インバウンドの促進や地場産品等の海外輸出がますます重要となっており、そのような意味からも、平成 28 年に国管理空港として全国初の民営化を実現した仙台空港が有するポテンシャルを十分に発揮し、その効果を、日本海側の地域を含め、東北全域に波及させることが期待されている。

よって、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現するよう、要望する。

特に、最近では、令和 3 年 7 月に山形県が策定した「新広域道路交通計画」において、宮城県横断自動車道の延長線上にある山形自動車道「月山 I C」と「湯殿山 I C」間の未開通区間が新たに「構想路線」に位置付けられるなどの動きもあり、これが実現すると、仙台空港が日本海沿岸までダイレクトでつながることで、多大なる経済効果が見込まれることから、これらの動きも踏まえ、取組が促進されるよう、要望する。

水道事業に対する財政支援の拡充について

安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等、水道に対する市民の要求は高まる一方で、水道管の老朽化が進み、計画的な更新を行うにも巨額な資金が必要となることから水道管の更新が進まない状況にある。また、近い将来に発生する可能性の高い千島海溝、日本海溝等の巨大地震は、インフラ施設を含め被害が大きいとされていることから、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けられているが、老朽化した水道管路緊急改善事業を活用した国庫補助については、対象を基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に限定されており、管路全体の延長の多くを占める配水支管は補助対象外となっている。需要者への水の供給に欠かすことのできない、重要な役割を持つ配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であり、当該管路の更新を市町村の自主財源により行うことは財政的に困難な状況にある。

よって、水道水の安定供給を維持するため、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政支援の拡充を行うよう要望する。

治水対策の推進及び応急対策の充実について

近年、大雨による河川氾濫や浸水による被害が激甚化・頻発化しているほか、増水に伴う萱等の流出により下流域に位置する自治体の被害が深刻な状況となっている。令和4年7月の大雨においても、最下流部においては、河口から太平洋に流出した萱が沿岸域の広範囲にわたり堆積したほか、東名運河に流入し堆積するなど、漁業活動及び最盛期を迎えた観光面にも影響し、深刻な状況が発生した。

このような災害から住民の生命財産を守るとともに、農水産業者が安心安全に生産活動を営むためにも堤防の強化や排水機場の整備及び河川の支障木及び萱等の撤去等の維持管理が必要である。

また、河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となる。市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっているが、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にあることから、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを目的とした「流域治水関連法」が成立され、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して対策に取り組むこととされている。

しかしながら、構成市町における水災害の状況や取り巻く社会環境、財政状況、まちづくりの方針は大きく相違していることから、県による総合調整が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握することを求めると共に、流域治水の実行性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。
- 2 上記1及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。
- 3 事業計画策定にあたっては、受益者をはじめ、関係団体、関係機関と十分な協議を行ったうえ作成すること。
- 4 今年度から実施する国営農地防災事業調査業務を早急に完了させ、一日も早いハード整備に着手できるよう努めること。
- 5 管理流域の土砂堆積や支障樹木や萱など適切な管理による通水機能の確保に努めること。
- 6 水害による流出物の発生状況及び被害地域における影響を把握し、流出対策及び発生時の応急対策について、更なる強化を実施すること。

津波浸水想定の方策について

宮城県は、令和4年5月10日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の方策を公表した。この想定は、最大クラスの津波が悪条件下で発生する場合の浸水の区域等を示すものであるが、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正法が令和4年6月に施行され、さらに令和4年9月には、日本海溝・千島海溝地震特別措置法に基づき、宮城県沿岸部が津波避難対策特別強化指定地域に指定されている。切迫している可能性が高いとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への対策として、国の補助率が2分の1から3分の2に嵩上げされた社会資本整備総合交付金を財源とし、避難道路や津波避難タワーなどのハード整備を進めるなど対策を強化することとしている。

しかしながら、津波避難対策のハード事業については、東日本大震災の復旧・復興事業において、地元負担をほぼゼロとし、国費において津波避難道路や津波避難タワーが整備されていることから、交付金の補助率を3分の2から4分の3にするなど更なる嵩上げや補助裏に対応する起債の活用範囲拡大など国の財政支援が必要である。

よって、各自治体が最大クラスを想定した地震・津波災害から人命を守るため必要な対策を適切に推進できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 浸水区域外への移転等を含む公共施設等の防災対策のため、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債等の既存の優位な起債制度の期限延長や拡充、さらには新たな支援策等について特段の措置を講じること。
- 2 社会資本整備総合交付金の補助率を3分の2から4分の3に嵩上げ及び同交付金の補助裏に対応する有利な起債の活用範囲拡大など財政支援を実施すること。

雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について

近時、日本各地で甚大な災害をもたらす台風や大雨が増えており、市民の生命、身体及び財産を守るため、雨水排水対策は重要かつ不可欠となっているが、そのための雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要している。

これに加えて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下により雨水の自然排水が困難となった地域では、強制排水を可能とする雨水排水施設の増強が必要となり、以前に増して雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要することとなった。

よって、地方団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう特別な財政支援をするよう要望する。

記

- 1 地方団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう、近時の異常気象、地理的条件、自然的条件、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下の影響等、個々の具体的な実態を踏まえた特別な財政支援制度を用意すること。

生活基盤施設耐震化等交付金にかかる補助制度の拡充等について

生活基盤施設耐震化等交付金制度は、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や水道事業の広域化の取組を支援し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とした制度となっている。

現在の水道事業において、浄水場等の水道施設が耐用年数に達している状況であること、さらには近年、地震等の自然災害が頻発していることから更新、耐震化が喫緊の課題となっている。しかし、水道事業における収入の約 9 割を占める水道料金収入は、節水機器の普及や人口減少などの影響により、資金の確保が厳しい状況である。当該交付金制度はそれら課題の有効な対策手段であり、国では、これまで交付金の他に交付税制度の拡充を図っているところである。

本県において、耐震化・広域化の一環として他事業体との共同浄水場整備を進めており、当該交付金制度を活用し、事業に取り組んでいる自治体があるが、現行の制度では「基幹水道構造物の耐震化事業」の項目のみしか該当しておらず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る他、補助率が 1/4 であるため、全体事業費に対する補助額が少額であり、市の財政的に事業に取り組むことが非常に困難である。

また、他市町村によっても各施設整備時期の差異等、各種の事情を抱えているため、現行制度の補助要件を満たすことができにくい現状にある。

このような中、水道料金への転嫁について検討を行うことが必須であるが、人口減少が見込まれることから、将来住民への負担を極力低減することが求められる。

よって、地方公共団体が、生活基盤施設耐震化等交付金をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象事業費に変更すること。
- 2 「水道施設再編推進事業」の採択基準にある「3施設以上の廃止に伴う統合」の項目については、再編促進のために「1施設以上の廃止に伴う統合」に緩和すること。
- 3 「水道施設共同化事業」の採択基準にある「3事業体以上で事業統合又は経営の一本化を2事業体以上で実施」の項目については、広域化及び共同化促進のために「2事業体以上で事業統合又は経営の一本化を2事業体以上で実施」に緩和すること。
- 4 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へ変更すること。
- 5 当該交付金制度の更なる拡充のため、現行の補助率を嵩上げすること。

宮城県市長会名簿

職名	氏名	役職
大崎市長	伊藤康志	会長
気仙沼市長	菅原茂	副会長
富谷市長	若生裕俊	副会長
名取市長	山田司郎	副会長
仙台市長	郡和子	
石巻市長	齋藤正美	
塩竈市長	佐藤光樹	
白石市長	山田裕一	
角田市長	黒須貫	
多賀城市長	深谷晃祐	
岩沼市長	佐藤淳一	
登米市長	熊谷盛廣	
栗原市長	佐藤智	
東松島市長	渥美巖	